

当案内および過去に発行した案内は弊社ウェブサイト(<https://www.medience.co.jp/>)よりPDF形式にてダウンロードできます。

## 検体検査実施料に係るお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年11月19日付け厚生労働省保険局医療課長通知「保医発1119第13号」および令和6年11月29日付け厚生労働省保険局医療課長通知「保医発1129第8号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日保医発0305第4号)が改正され、令和6年11月20日および令和6年12月1日より適用されることになりましたのでご案内いたします。

敬具

### 記

#### 算定方法の一部改正項目

令和6年11月20日より適用

点数区分	検査項目名	実施料	判断料	注
D004 穿刺液・採取液検査				
15	アミロイドβ 42/40比 (髄液)	1282	尿・糞便 (34)	*1

[注] 下線部が追加されました。

\*1: (13) ア 「15」のアミロイドβ 42/40比 (髄液) は、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品に係る厚生労働省の定める最適使用推進ガイドラインに沿って、アルツハイマー病による軽度認知障害又は軽度の認知症が疑われる患者等に対し、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与の要否を判断する目的でアミロイドβ病理を示唆する所見を確認するため、CLEIA法により、脳脊髄液中のβ-アミロイド1-42及びβ-アミロイド1-40を同時に測定した場合、患者1人につき1回に限り算定する。ただし、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与中止後に初回投与から18か月を超えて再開する場合は、さらに1回に限り算定できる。なお、この場合においては、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

イ (略)



## 新規収載項目

令和6年12月1日より適用

点数区分	検査項目名	実施料	判断料	注
<b>D014 自己抗体検査</b>				
	抗GM-CSF抗体	1380	免疫 (144)	*2

[注]

\*2：(31) 抗GM-CSF抗体は、自己免疫性肺胞蛋白症が疑われる患者に対して、イムノクロマト法により測定した場合に、区分番号「D014」自己抗体検査の「43」抗GM1IgG抗体、抗GQ1bIgG抗体の所定点数2回分を合算した点数を準用し、「希少疾病等の検査に用いるものとして配慮が必要な体外診断用医薬品に係る技術料の設定方法」に基づく係数150/100を乗じ算定する。なお、診断時に1回に限り算定でき、経過観察時は算定できない。

点数区分	検査項目名	実施料	判断料	注
<b>N005-2 ALK融合遺伝子標本作製</b>				
	FGFR2融合遺伝子標本作製	7824	病理 (144)	*3

[注] 下線部が追加されました。

\*3：(1) ALK融合遺伝子標本作製は、ALK阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法により遺伝子標本作製を行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。  
(2) FGFR2融合遺伝子標本作製は、治癒切除不能な胆道癌患者を対象として、FGFR阻害剤の投与の適応を判断することを目的としてFISH法(Break-apart法)により遺伝子標本作製を行った場合に、本区分のALK融合遺伝子標本作製を準用し、「希少疾病等の検査に用いるものとして配慮が必要な体外診断用医薬品に係る技術料の設定方法」に基づく係数120/100を乗じ算定する。なお、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度とする。

## 算定方法の一部改正項目

令和6年12月1日より適用

点数区分	検査項目名	実施料	判断料	注
<b>D015 血漿蛋白免疫学的検査</b>				
18	TARC	179	免疫 (144)	*4

[注] 下線部が追加されました。

\*4：(6) ア アトピー性皮膚炎の重症度評価の補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合に、月1回を限度として算定できる。  
イ 薬剤性過敏症候群が疑われる患者に対し、当該疾患の鑑別診断の補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合に、一連の治療につき1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から一連の治療につき2回以上算定する場合においては、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。  
ウ COVID-19と診断された患者(呼吸不全管理を要する中等症以上の患者を除く。)の重症化リスクの判定補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合は、一連の治療につき1回を限度として算定できる。